

## 第 2 4

## 危険物保安監督者選任・解任届等

### 1. 届出の種類

届出の種類は次の届出とし、遅滞なく届けるものとする。

- (1) 危険物保安監督者選任・解任届
- (2) 危険物取扱者届
- (3) 危険物保安統括管理者選任・解任届

### 2. 届出時期

選任又は解任を行ったときは、遅滞なく届出るものとする。

### 3. 記載要領

- (1) 危険物保安監督者選任・解任届出書

危険物保安監督者選任・解任届出書については、1部提出すること。

危険物施設の設置時においては、設置完成検査申請時に提出すること。

- ① 記載要領は、第2編（P48～P49）を参照すること。
- ② 添付図書等
  - ア 危険物取扱者免状の提示又はコピー（甲種又は該当する危険物の乙種）
  - イ 実務経験証明書
- ③ 危険物保安監督者を解任したときも届出書を提出すること。
- ④ 危険物保安監督者の選任が必要な施設

危険物の種類	貯蔵・取扱危険物の数量	引火点	製造所の区分											詰替え・消費			
			製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所	
第4類の危険物	30倍以下	40度以上	○		○								○			○	○
		40度未満	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
	30倍以上	40度以上	○	○	○		○				○	○	△		○	○	○
		40度未満	○	○	○	○	○	○			○	○	△	○	○	○	○
第4類以外	30倍以下		○	○	○	○	○	○				△	○	○	○	○	
	30倍を超えるもの		○	○	○	○	○	○			○	△	○	○	○	○	

(2) 危険物取扱者届

危険物取扱者届出書については、1部提出すること。

危険物施設の設置時においては、設置完成検査申請時に提出すること。

① 記載要領は、第2編(P50)を参照すること。

② 添付図書等。

危険物取扱者免状の提示又はコピー(甲種又は該当する危険物の乙種、丙種)

③ 危険物取扱者の届出が必要な施設

ア 屋内貯蔵所又は地下タンク貯蔵所で指定数量の倍数が30倍以下のもの(引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱うものに限る。)

イ 引火点40℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所

ウ 移動タンク貯蔵所

エ 指定数量の倍数が30倍以下の屋外貯蔵所

オ 引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを取り扱う第1種販売取扱所又は第2種販売取扱所

カ 指定数量の倍数が30倍以下の一般取扱所(引火点が40℃以上の第4類の危険物のみを取り扱うものに限る。)で次に掲げるもの。

(ア) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するもの

(イ) 危険物を容器に詰め替えるもの

(3) 危険物保安統括管理者選任・解任届出書

危険物保安統括管理者選任・解任届出書については、1部提出すること。

危険物施設の設置時においては、設置完成検査申請時に提出すること。

① 記載要領は、第2編(P51)を参照すること。

② 危険物保安統括管理者を解任したときも届出書を提出すること。

③ 危険物保安統括管理者の選任が必要な施設

対象となる施設	取り扱う危険物の数量等
製造所 一般取扱所	第4類の危険物を指定数量の3000倍以上を取り扱う事業
移送取扱所	すべて

注意：ただし、規則第47条の4に規定するものは除く。